

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二條、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十四年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月一日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後

北海道	都道府県 名	一人一月当た りの食事の額	一人一 日当た りの食 事の額	一人一 日当た りの朝 食のみ の額	一人一 日当た りの昼 食のみ の額	一人一 日当た りの夕 食のみ の額
円	二二三、一〇〇〇	円	七七〇	(略)	円	二七〇
円	三一〇	健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二条、厚生年金 保険法第二十五条及び労働保険の徴収等に関する法律第二 条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、 次の各号に掲げる健康保険法第三条第五項、船員保険法第二条第四 項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬、健 康保険法第三条第六項、船員保険法第二条第五項若しくは厚生年金 保険法第三条第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の 徴収等に関する法律第二条第二項に規定する賃金（以下「報酬等」 という。）のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種 類に応じ、当該各号に定める価額とする。				
<p>一 食事で支払われる報酬等 健康保険の被保険者、船員保険の被 保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係 が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の 表の第一欄に掲げる都道府県（労働者派遣事業の適正な運営の確 保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十 八号）第二条第二号に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」 という。）その他の者にあつては、その者が雇用される事業所若 しくは事務所又は事業場が所在する同表の第一欄に掲げる都道府 県）ごとに、食事提供の頻度に応じて第二欄から第六欄までに定 める額</p>						

改正前

北海道	都道府県 名	一人一月当た りの食事の額	一人一 日当た りの食 事の額	一人一 日当た りの朝 食のみ の額	一人一 日当た りの昼 食のみ の額	一人一 日当た りの夕 食のみ の額
円	二二一、五〇〇	円	七五〇	(略)	円	二六〇
円	三〇〇	健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二条、厚生年金 保険法第二十五条及び労働保険の徴収等に関する法律第二 条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、 次の各号に掲げる健康保険法第三条第五項、船員保険法第二条第四 項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬、健 康保険法第三条第六項、船員保険法第二条第五項若しくは厚生年金 保険法第三条第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の 徴収等に関する法律第二条第二項に規定する賃金（以下「報酬等」 という。）のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種 類に応じ、当該各号に定める価額とする。				
<p>一 食事で支払われる報酬等 健康保険の被保険者、船員保険の被 保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係 が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の 表の第一欄に掲げる都道府県（労働者派遣事業の適正な運営の確 保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十 八号）第二条第二号に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」 という。）その他の者にあつては、その者が雇用される事業所若 しくは事務所又は事業場が所在する同表の第一欄に掲げる都道府 県）ごとに、食事提供の頻度に応じて第二欄から第六欄までに定 める額</p>						

（傍線部分は改正部分）

福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	(略)	栃木県	茨城県	(略)	山形県	秋田県	宮城県	(略)	青森県
円 二 三、七〇〇	円 二 三、四〇〇	円 二 三、一〇〇	円 二 二、八〇〇	円 二 三、一〇〇	円 二 三、四〇〇	円 二 二、八〇〇	円 二 二、五〇〇	(略)	円 二 二、五〇〇	円 二 二、二〇〇	(略)	円 二 三、四〇〇	円 二 二、五〇〇	円 二 二、二〇〇	(略)	円 二 二、二〇〇
円 七 九〇	円 七 八〇	円 七 七〇	円 七 六〇	円 七 七〇	円 七 八〇	円 七 六〇	円 七 五〇	(略)	円 七 五〇	円 七 四〇	(略)	円 七 八〇	円 七 五〇	円 七 四〇	(略)	円 七 四〇
(略)	円 二 〇〇	(略)	(略)	(略)	円 二 〇〇	(略)	(略)	(略)	(略)	円 一 九〇	(略)	円 二 〇〇	円 一 九〇	円 一 九〇	(略)	円 一 九〇
円 二 八〇	(略)	(略)	円 二 七〇	(略)	(略)	円 二 七〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	円 三 一〇	円 三 〇〇	円 三 一〇	(略)	(略)	円 三 〇〇	(略)	円 三 〇〇	(略)	(略)	(略)	円 三 〇〇	(略)	(略)	(略)

福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	(略)	栃木県	茨城県	(略)	山形県	秋田県	宮城県	(略)	青森県
円 二 三、四〇〇	円 二 三、一〇〇	円 二 二、八〇〇	円 二 二、二〇〇	円 二 二、八〇〇	円 二 三、一〇〇	円 二 二、五〇〇	円 二 二、二〇〇	(略)	円 二 二、二〇〇	円 二 一、九〇〇	(略)	円 二 三、一〇〇	円 二 一、九〇〇	円 二 一、九〇〇	(略)	円 二 一、九〇〇
円 七 八〇	円 七 七〇	円 七 六〇	円 七 四〇	円 七 六〇	円 七 七〇	円 七 五〇	円 七 四〇	(略)	円 七 四〇	円 七 三〇	(略)	円 七 七〇	円 七 三〇	円 七 三〇	(略)	円 七 三〇
(略)	円 一 九〇	(略)	(略)	(略)	円 一 九〇	(略)	(略)	(略)	(略)	円 一 八〇	(略)	円 一 九〇	円 一 八〇	円 一 八〇	(略)	円 一 八〇
円 二 七〇	(略)	(略)	円 二 六〇	(略)	(略)	円 二 六〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	円 三 〇〇	円 二 九〇	円 三 〇〇	(略)	(略)	円 二 九〇	(略)	円 二 九〇	(略)	(略)	(略)	円 二 九〇	(略)	(略)	(略)

山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	(略)	滋賀県	三重県	愛知県	(略)	岐阜県	長野県	山梨県
二二三、四〇〇	円 二二三、一〇〇	円 二二二、八〇〇	円 二二三、四〇〇	円 二二三、一〇〇	円 二二二、八〇〇	円 二二二、二〇〇	円 二二二、八〇〇	円 二二二、五〇〇	(略)	円 二二二、五〇〇	円 二二二、八〇〇	円 二二二、五〇〇	(略)	円 二二二、二〇〇	円 二二一、六〇〇	円 二二二、五〇〇
七八〇	円 七七〇	円 七六〇	円 七八〇	円 七七〇	円 七六〇	円 七四〇	円 七六〇	円 七五〇	(略)	円 七五〇	円 七六〇	円 七五〇	(略)	円 七四〇	円 七二〇	円 七五〇
二〇〇	(略)	(略)	円 二〇〇	(略)	(略)	円 一九〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	円 一九〇	(略)	円 一九〇	(略)	円 一九〇
(略)	(略)	円 二七〇	(略)	(略)	円 二七〇	円 二六〇	円 二七〇	(略)	(略)	(略)	円 二七〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	円 三一〇	(略)	円 三一〇	円 三一〇	(略)	(略)	(略)	円 三〇〇	(略)	円 三〇〇	(略)	円 三〇〇	(略)	(略)	円 二九〇	円 三〇〇

山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	(略)	滋賀県	三重県	愛知県	(略)	岐阜県	長野県	山梨県
二二三、一〇〇	円 二二二、八〇〇	円 二二二、五〇〇	円 二二二、八〇〇	円 二二二、八〇〇	円 二二二、五〇〇	円 二二二、六〇〇	円 二二二、五〇〇	円 二二二、二〇〇	(略)	円 二二二、二〇〇	円 二二二、五〇〇	円 二二二、九〇〇	(略)	円 二二二、九〇〇	円 二二二、三〇〇	円 二二二、九〇〇
七七〇	円 七六〇	円 七五〇	円 七六〇	円 七六〇	円 七五〇	円 七二〇	円 七五〇	円 七四〇	(略)	円 七四〇	円 七五〇	円 七三〇	(略)	円 七三〇	円 七一〇	円 七三〇
一九〇	(略)	(略)	円 一九〇	(略)	(略)	円 一八〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	円 一八〇	(略)	円 一八〇	(略)	円 一八〇
(略)	(略)	円 二六〇	(略)	(略)	円 二六〇	円 二五〇	円 二六〇	(略)	(略)	(略)	円 二六〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	円 三〇〇	(略)	円 三〇〇	円 三〇〇	(略)	(略)	(略)	円 二九〇	(略)	円 二九〇	(略)	円 二九〇	(略)	(略)	円 二八〇	円 二九〇

二・三 (略)	徳島県	香川県	愛媛県	(略)	福岡県	(略)	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
円	円 二三、一〇〇	円 二二、八〇〇	円 二二、八〇〇	(略)	円 二二、二〇〇	(略)	円 二二、八〇〇	円 二二、八〇〇	円 二二、五〇〇	円 二一、九〇〇	円 二二、五〇〇	円 二四、〇〇〇
円	円 七七〇	円 七六〇	円 七六〇	(略)	円 七四〇	(略)	円 七六〇	円 七六〇	円 七五〇	円 七三〇	円 七五〇	円 八〇〇
円	(略)	(略)	(略)	(略)	円 一九〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	円 二七〇	円 二七〇	(略)	円 二六〇	(略)	円 二八〇
円	円 三一〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	円 三〇〇	(略)	円 三〇〇	円 二九〇	円 三〇〇	円 三二〇

二・三 (略)	徳島県	香川県	愛媛県	(略)	福岡県	(略)	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
円	円 二三、八〇〇	円 二二、五〇〇	円 二二、五〇〇	(略)	円 二一、九〇〇	(略)	円 二二、二〇〇	円 二二、五〇〇	円 二二、二〇〇	円 二一、三〇〇	円 二二、二〇〇	円 二三、四〇〇
円	円 七六〇	円 七五〇	円 七五〇	(略)	円 七三〇	(略)	円 七四〇	円 七五〇	円 七四〇	円 七一〇	円 七四〇	円 七八〇
円	(略)	(略)	(略)	(略)	円 一八〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	円 二六〇	円 二六〇	(略)	円 二五〇	(略)	円 二七〇
円	円 三〇〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	円 二九〇	(略)	円 二九〇	円 二八〇	円 二九〇	円 三一〇